

事務事業名		水洗化普及事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業		
政策体系	政策名	0 6 自然豊かな環境の保全と創造		事業期間		
	施策名	2 7 自然環境の保全				
	基本事業名	0 1 河川・湾内の水質保全		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 平成7 年度～)		
根拠法令		下水道法、地方自治法、市条例・規則		予算科目 会計 款 項 目 事業 13 01 01 01 02		
所属	部課名	都市整備部下水道事業所				事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)
	課長名	佐々木 毅				
	係名	普及係	電話	0192-27-3111		
担当者		大西 孝代	内線	197	☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度 ～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) ●(Ⅰ水洗化改造成資金融資あっせん利子補給事業)①市民が借りた下水道接続工事費の借入金のうち利息分を補給する事業②A、申請受付 B、内容審査 C、書類作成、文書交付 D、金融機関の融資決定後利息計算E、金融機関から利息の請求(年2回) F、請求額の審査 G、支払い(年2回)③事業費は市民が借入した改造成資金の利子補填に使われている。●(Ⅱ水洗化普及広報事業)①広報おふなどに供用開始区域の図面を掲載したり、早めに下水道を使用するように伝える広報記事を掲載する事業②A、広報係より昨年実績について問い合わせがある B、前年度の記事を参考に新たな使用可能地区が記載された図面と、記事原稿を作成する C、広報係に原稿を送る D、掲載③事業費なし ●(Ⅲ私道地上権設定事務)①私有地に地上権を設定し下水道管を設置し利用者を増やす。②A、申請書受付 B、審査 C、所有者と契約 D、必要な書類準備 E、登記所へ地上権設定登記嘱託 F、所有者、申請者へ完了の通知③事業費なし ●(Ⅳ排水設備工事審査検査)①新たに排水設備を設置し下水道に接続する際の工事内容の審査、検査②A工事申請受付、B必要書類確認、C工事内容審査必要な改善指示、D確認通知、E工事検査必要な改善指示、F簿冊へ綴る③事業費なし ●(Ⅴ排水設備工事指定店制度管理)①排水設備工事指定店の許可可事務②A新規指定店、又は継続申し込み受付、B書類審査、C指定店証交付、③事業費なし ●(Ⅵ低宅地内汚水ポンプ施設設置費補助)①低宅地により汚水の排除が困難な建築物において汚水ポンプを設置、修繕、更新する場合に補助金を交付する②A交付申請、B内容審査、C工事着手、D実績報告、E申請者から請求書提出、F補助金交付③事業費は補助金として申請者に交付される						
全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量(千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0						

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

Ⅰ 融資あっせん利子補給・Ⅱ市広報への記事掲載・Ⅲ私道への地上権設定・Ⅳ排水設備工事審査検査・Ⅴ排水設備工事指定店管理・Ⅵ低宅地内汚水ポンプ施設設置費補助事務

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

前年度と同様。

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

生活、事業用汚水を側溝、河川、最後は港湾に放流する個人、法人(家屋、施設)

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

水洗化率(下水道接続率)を向上させることによって個人、法人から排出される未処理の汚水が公共水域へ流入することを防ぐ。

④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)

都市の健全な発達と公衆衛生の向上、大船渡湾内の水質の保全が図られる。

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 排水設備工事申請件数	件
イ 市広報への記事掲載回数	回
ウ 融資あっせん利子補給回数	回

⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 未水洗化人口	人
キ 排水設備工事申請件数	件
ク 累計供用開始地区面積	ha

⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 水洗化率=水洗化人口/対象人口×100	%
シ 新規水洗化改造成資金融資あっせん件数	件
ス 低宅地内汚水ポンプ施設設置補助件数	件

(2) 総事業費・指標等の推移

			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
			単位							
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円						
			都道府県支出金	千 円						
			地方債	千 円						
			その他	千 円	304	154	164	750	750	750
			一般財源	千 円						
			事業費計 (A)	千 円	304	154	164	750	750	750
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	3	3	2	2	
		延べ業務時間	時 間	420	420	420	420	420	420	
		人件費計 (B)	千 円	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	
		トータルコスト(A)+(B)	千 円	1,984	1,834	1,844	2,430	2,430	2,430	
⑤活動指標	ア	件	189	208	249	200	200	200		
	イ	回	3	3	3	3	3	3		
	ウ	回	2	2	2	2	2	2		
⑥対象指標	カ	人	2799	3101	4177	4277	4377	4477		
	キ	件	189	208	249	200	200	200		
	ク	ha	455.60	483.58	537.19	590.00	610.00	630.00		
⑦成果指標	サ	%	73.0	72.0	69.2	70.0	70.0	70.0		
	シ	件	2	5	3	10	10	10		
	ス	件	1	0	0	2	2	2		

事務事業ID	0696	事務事業名	水洗化普及事業
--------	------	-------	---------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等			
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？			
大船渡湾の水質の悪化防止と市内の公衆衛生の向上のため、平成6年から下水道の供用を開始した。これと並行して、供用開始区域内の住民に下水道施設を利用してもらうため開始した。			
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？			
・下水道法第10条、同法11条の3により、下水道施設が利用可能な地区に住む者は、原則として全員下水道に接続しなくてはならないこととなっているが、下水道事業に対する理解が得られず、接続は徹底されていない。また経済的理由で接続できない人もいる。 ・平成26年度より低宅地における宅内揚水ポンプ設置に対して、設置費用補助を開始した。			
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？			
・下水道接続の経済的負担が大きいこと等を理由に、下水道接続に消極的な住民もいる。 ・私道に面した住民の一部から下水道接続の要望がある。			

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	・Ⅰ 利子補給は経済的負担の軽減となり水洗化率の向上に結びついている。・Ⅱ 市広報への記事掲載は水洗化率向上に結びついている。・Ⅲ 私道地上権設定は私有地道路に面した家庭にとっては水洗化へ有効な手段である。・Ⅳ、Ⅴ 適切な排水設備工事を行うために必要である。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	莫大な整備費を投じた下水道に接続しないと、大船渡湾の水質が保全できない。また、汲み取り便所からのハエや、排水の側溝への直接排水など、公衆衛生上問題がある。以上の理由から、水洗化率の向上は急務である。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	・Ⅰ 戸建住宅、集合住宅、公民館等が対象。・Ⅱ 市内全世帯を対象としている→供用開始区域内で未接続の者を抽出して、広報活動を行うことは可能。・Ⅲ 私道に面している住民のうち下水道接続を希望する者のみを対象にしている→対象者＝希望者であり適切。・Ⅳ 排水設備を設置する者のみを対象とする。・Ⅴ 排水設備工事指定店のみを対象とする。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】	成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	・向上余地：下水道に接続していない世帯があるので向上余地がある。 ・目標：平成28年度末の県内の水洗化率(汚水処理)は79.8%だが、大船渡市は公共下水道供用開始区域内で69.2%である。 ・原因：経済的事由、下水道事業への理解不足など。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	・Ⅰ 設備工事費用の負担増に繋がり、水洗化率向上の阻害要因となる。・Ⅱ 手軽に行える広報活動手段が削減することとなる。・Ⅲ 接続を希望する世帯が接続できなくなる可能性がある。・Ⅳ 下水道施設の適正な維持管理が不可能となる。・Ⅴ 下水道施設の適正な維持管理が不可能になる可能性が大きい。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	・Ⅰ について下水道利用可能な地域が拡大していくため、削減することはできない。 ・Ⅱ ～Ⅴ は事業費なし。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	・Ⅰ は、排水設備工事確認申請と同時進行する事務であり、単純に水洗化率が上がっていくと事務量は増える。・Ⅱ 掲載するだけなので削減余地は少ない。・Ⅲ 土地登記事務は煩雑で正確さを求められ時間がかかる。・Ⅳ 下水道法で定められた工事の検査審査業務のため外部委託できない。・Ⅴ 許可制度であるため外部委託できない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	・Ⅰ 下水道利用可能な一般住宅、併用住宅、集合住宅及び店舗等では、制度を利用することは可能であり、公平である。・Ⅱ 広報おおふなどは市内全世帯に配布されていることから公平である。・Ⅲ は登記にかかわる事務全般を行っているもので公道に面している人々より手をかけているが、大船渡市を権利者として地上権を設定するものであるから公平である。・Ⅳ 工事内容の適正を計るための審査検査なので公平である。・Ⅴ 工事の適正を図るためであり、公平である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上		●																					
	維持			×																				
	低下		×	×																				
下水道事業に対し十分な関心や理解が得られていないと思われるが、生活利便性の向上や大船渡湾をはじめとした公共用水域の汚濁防止・水質保全が目的だということを地道に啓発していく必要がある。																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	下水道法等関係法令に基づき適切に事務執行されているが、水洗化率が目標を下回っており、広報等による水洗化の重要性のPRや、下水道未接続世帯・事業所への接続勧奨等、水洗化率の向上対策を進めていく。